

## 別表

## 汎用申請対象手続一覧

## 【監視関係】

手続名称	根拠法令等
不開港入港届出(外国貿易船)	関税法(以下「関法」という。)第20条第2項、関税法施行令(昭和29年政令第150号。以下「関令」という。)第18条第2項、関税法基本通達(以下「関基」という。)20-7(1)
不開港入港届出(特殊船舶)	関法第20条の2第3項、関令第18条の2第6項、関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
不開港入港届出(外国貿易機)	関法第20条第2項、関令第18条第2項、関基20-7(1)
不開港入港届出(特殊航空機)	関法第20条の2第3項、関令第18条の2第7項、関基20の2-1(関基15の3-1を準用)
沿海通航船等外国寄港届出	関法第22条、関令第20条第1項、関基22-1(1)
船舶／航空機資格変更届出 (外国貿易船等以外の船舶又は航空機)	関法第25条、関令第23条第1項、関基25-1(1)
船舶／航空機資格変更届出(外国貿易船等)	関法第25条、関令第23条第1項、関基25-1(1)
不開港在港期間等変更願	関基20-8
船移届出	関法第21条、関基21-6(1)
貨物の指定地外積卸許可申請	関法第24条第1項、関令第22条第2項、関基24-4(1)
船陸交通一括許可申請変更届出	関令第22条の2第5項
指定地外交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機)(包括)	関基24-4(2)
船陸交通許可申請 (外国往来船又は外国往来航空機)(包括)	関法第24条第2項、関令第22条の2第2項、関基24-5(2)
仮陸揚届出(船用品等)	関法第21条、関令第19条、関基21-2(1)
仮陸揚復路運送申告(船用品等)	関法第63条第1項、関令第53条第1項、関基21-4(2)
仮陸揚期間延長願(船用品等)	関法第21条、関基21-2(2)
外貨船機用品積込承認申告(包括)	関法第23条第1項、関令第21条の3第1項、関基23-2(2)
外貨船機用品積込(包括)訂正願	関法第23条第5項、関令第21条の5第2項、関基23-4(2)口、ハ
内貨船機用品積込承認申告(包括)	関基23-13
内貨船機用品積込(包括)訂正願	関基23-13(2)(関基23-4を準用)

手続名称	根拠法令等
船機用燃料油振替積込承認申請	関基 23 - 15
とん税非課税理由証明申請	とん税法(昭和 32 年法律第 37 号)第 7 条、とん税法施行令(昭和 32 年政令第 48 号。以下「とん令」という。)第 4 条、とん税法及び特別とん税法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 104 号。以下「とん基」という。)7 - 6、特別とん税法(昭和 32 年法律第 38 号)第 6 条(とん税法第 7 条を準用)とん基第 2 章 0 - 2(第 1 章 7 - 6 を準用)
開庁時間外貨物積卸届	関法第 19 条、関令第 17 条
時間外執務要請届(監視)	関法第 98 条第 1 項、関令第 87 条第 3 項

## 【通關・収納・評価・關稅鑑査官・通關業監督官關係】

手続名称	根拠法令等
違約品等廃棄關稅払戻申請	關稅定率法(明治 43 年法律第 54 号。以下「定率法」という。)第 20 条第 2 項、第 3 項及び第 5 項、關稅定率法施行令(昭和 29 年政令第 155 号。以下「定率令」という。)第 56 条第 3 項、定率令第 56 条の 3(定率令第 56 条を準用)第 56 条の 4(定率令第 56 条を準用)、關稅定率法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵關第 101 号。以下「定率基」という。)20 - 11、20 - 14(定率基 20 - 11 を準用)20 - 15(定率基 20 - 11 を準用)
輸入期間延長承認申請(加工組立減税)	關稅暫定措置法(昭和 35 年法律第 36 号。以下「暫定法」という。)第 8 条第 1 項、關稅暫定措置法施行令(昭和 35 年政令第 69 号。以下「暫定令」という。)第 24 条(定率令第 5 条の 3 を準用)、關稅暫定措置法基本通達(昭和 48 年 8 月 15 日蔵關第 1150 号。以下「暫定基」という。)8 - 10
再輸入期間延長承認申請(加工又は修繕貨物)	定率法第 11 条、定率令第 5 条の 3、定率基 11 - 6
再輸出期間延長承認申請(再輸出免税貨物)	定率法第 17 条第 1 項、定率令第 37 条の 2、定率基 17 - 3 (2)
再輸出期間延長承認申請 (輸入時と同一状態で再輸出される貨物)	定率法第 19 条の 3 第 1 項、定率令第 54 条の 14、定率基 19 の 3 - 4
違約品等保税地域搬入期間延長承認申請	定率法第 20 条第 1 項、定率令第 56 条の 2、定率基 20 - 3
外国貨物古包装材料引取免税願	関基 67 - 4 - 16(1)
外国貨物古包装材料引取免税願(包括)	関基 67 - 4 - 16(3)

手続名称	根拠法令等
輸入原料品等関税額証明願	定率法第 14 条の 2、定率令第 16 条の 5、定率基 14 の 2 - 1 (5)
加工修繕輸出貨物確認申告	定率法第 11 条、定率令第 5 条、定率基 11 - 3 (1)
加工組立輸出貨物確認申告	暫定法第 8 条第 1 項、暫定令第 22 条第 1 項、暫定基 8 - 4 (1)
再輸出減税貨物輸出届出	定率法第 18 条第 4 項(定率法第 17 条第 3 項を準用)、定率令第 41 条(定率令第 39 条第 3 項を準用)、定率基 18 - 3 (定率基 17 - 7 を準用)
再輸出免税貨物輸出届出	定率法第 17 条第 3 項、定率令第 39 条第 3 項、定率基 17 - 7 (1)
再輸出貨物に係る輸入確認申請	定率法第 19 条の 3 第 1 項、定率令第 54 条の 13 第 1 項、定率基 19 の 3 - 2 (1)
再輸出貨物に係る輸入確認申請 (納期限延長貨物)	定率法第 19 条の 3 第 2 項、定率令第 54 条の 17(定率令第 54 条の 13 を準用)、定率基 19 の 3 - 8 (定率基 19 の 3 - 2 を準用)
包括事前審査申出	関法第 67 条、包括事前審査制度について(平成 12 年 3 月 31 日蔵関第 245 号)
滅却(廃棄)承認申請(違約品等)	定率法第 20 条第 2 項、定率令第 56 条第 2 項、定率基 20 - 10
滅却(廃棄)承認申請(違約品等(納期限の延長))	定率法第 20 条第 3 項、定率令第 56 条の 3 (定率令第 56 条を準用)、定率基 20 - 14 (定率基 20 - 10 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(違約品等(特例申告貨物))	定率法第 20 条第 5 項、定率令第 56 条の 4 (定率令第 56 条第 2 項を準用)、定率基 20 - 15 (定率基 20 - 10 を準用)
疑義貨物点検申請	関法第 69 条の 13 第 4 項、関令第 62 条の 18、関基 69 の 12 - 1 (1)二(口)
時間外執務要請届(通関)	関法第 98 条第 1 項、関令第 87 条第 3 項
担保物 / 保証人変更承認申請	関令第 8 条の 3 第 3 項、関基 9 の 6 - 8
担保物 / 保証人変更承認申請(とん税)	とん令第 6 条第 1 項(関令第 8 条の 3 を準用)、特別とん税法施行令(昭和 32 年政令第 49 号)第 3 条第 2 項(とん令第 6 条を準用)、とん基 9 - 6 (関基 9 の 6 - 8 を準用)
担保保証期間非更新届出	関基 9 の 6 - 6 (7)
担保解除申請	関令第 8 条の 4、関基 9 の 6 - 10
過誤納金充当申出	関法第 13 条第 7 項、関令第 10 条第 1 項、関基 13 - 5
輸入貨物評価(包括)申告	関令第 4 条第 3 項、関基 7 - 9

手続名称	根拠法令等
輸入貨物評価(包括)申告	関令第4条第3項、関基7-9
輸入貨物評価(包括)一部変更届出	関令第4条第5項、関基7-13
輸入貨物評価(個別)申告 (事前審査)	関基7-21
輸入貨物評価(個別)申告 (事前審査)	関基7-21
関税評価に係る事前教示	関法第7条第3項、関基7-19の2
関税評価に係る事前教示	関法第7条第3項、関基7-19の2
事前教示照会(分類)	関法第7条第3項、関基7-18(3)
事前教示照会(原産地)	関法第7条第3項、関基7-18(3)
事前教示回答書(変更通知書) 意見の申出	関法第7条第3項、関基7-18(7)
通関業許可申請事項変更届出	通関業法(昭和42年法律第122号。以下「業法」という。)第12条
通関士その他通関業務従業者氏名等届出	業法第22条第2項、通関業法施行令(昭和42年政令第237号。以下「業令」という。)第9条第1項
件数・料金その他通関業務関連事項報告	業法第22条第3項、業令第10条第1項

## 【保税関係】

手続名称	根拠法令等
保税地域収容能力等変更届出(保税蔵置場)	関法第44条第1項、関令第37条、関基44-2
保税地域収容能力等変更届出(保税工場)	関法第61条の4(関法第44条第1項を準用) 関令第51条(関令第37条を準用) 関基62-8(関基44-2を準用)
保税地域収容能力等変更届出(保税展示場)	関法第62条の7(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の8(関令第37条を準用) 関基62の7-3(関基44-2を準用)
保税地域収容能力等変更届出(総合保税地域)	関法第62条の15(関法第44条第1項を準用) 関令第51条の15(関令第37条を準用) 関基62の15-1(関基44-2を準用)
保税地域休廃業届出(保税蔵置場)	関法第46条、関令第39条第1項、関基46-2
保税地域休廃業届出(保税工場)	関法第61条の4(関法第46条を準用) 関令第51条(関令第39条第1項を準用) 関基62-8(関基46-2を準用)
保税地域休廃業届出(保税展示場)	関法第62条の7(関法第46条を準用) 関令第51条の8(関令第39条第1項を準用) 関基62の7-3(関基46-2を準用)
保税地域休廃業届出(総合保税地域)	関法第62条の15(関法第46条を準用) 関令第51条(関令第39条第1項を準用) 関基62の15-1(関基46-2を準用)

手続名称	根拠法令等
保税地域業務再開届出(保税蔵置場)	関令第39条第2項、関基46-2
保税地域業務再開届出(保税工場)	関令第51条(関令第39条第2項を準用) 関基62-8(関基46-2を準用)
保税地域業務再開届出(保税展示場)	関令第51条の8(関令第39条第2項を準用) 関基62の7-3(関基46-2を準用)
保税地域業務再開届出(総合保税地域)	関令第51条の15(関令39-2を準用) 関基62の15-1(関基46-2を準用)
同時蔵置特例届出	関基42-5、関基56-7(関基42-5を準用) 関基62の15-2(関基42-5を準用)
同時蔵置特例変更届出	関基42-5、関基56-7(関基42-5を準用) 関基62の15-2(関基42-5を準用)
保税地域許可内容変更届出	関令第35条第3項、関令第51条(関令第35条第3項を準用) 関令第51条の15(関令第35条第3項を準用) 関基42-11(2)、56-14(2)、62の8-7(2)
保税台帳電磁的記録保存届出	関法第34条の2、第61条の3、第62条の7(関法第61条の3を準用) 関基34の2-4(2)、61の3-1(8)(関基34の2-4を準用) 62の7-2(関基34の2-4を準用)
外国貨物蔵置期間延長承認申請(保税蔵置場)	関法第43条の2第2項、関令第36条の2、関基62-1(1)
外国貨物蔵置期間延長承認申請(保税工場)	関法第61条の4(関法第43条の2第2項を準用) 関令第51条(関令第36条の2を準用) 関基62-8(関基62-1を準用)
外国貨物蔵置期間延長承認申請(総合保税地域)	関法第62条の15(関法第43条の2第2項を準用) 関令第51条の15(関令第36条の2を準用) 関基62の15-1(関基62-1を準用)
未承認貨物蔵置期間延長申請	関法第43条の3第1項、関令第36条の4、関基43の3-6
船機用品戻入届出	関法第23条第6項、関令第21条の6第1項、関基23-8(1)
滅却(廃棄)承認申請(保税蔵置場にある貨物)	関法第45条第1項、関基45-2(1)
滅却(廃棄)承認申請(他所蔵置場所にある貨物)	関法第36条第1項(関法第45条第1項を準用) 関基36-1(関基45-2を準用)
滅却(廃棄)承認申請(指定保税地域にある貨物)	関法第41条の3(関法45-1を準用) 関基41の3-1(関基45-2を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税工場にある貨物)	関法第61条の4(関法45-1を準用) 関基62-8(関基45-2を準用)

手続名称	根拠法令等
滅却(廃棄)承認申請(保税展示場にある貨物)	関法第 62 条の 7 (関法 45 - 1 を準用) 関基 62 の 7 - 1
滅却(廃棄)承認申請(総合保税地域にある貨物)	関法第 62 条の 15 (関法 45 - 1 を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 45 - 2 を準用)
滅却(廃棄)承認申請(保税運送貨物)	関法第 65 条第 1 項、関基 65 - 3
外国貨物の包括滅却承認申請	関基 45 - 2 (1)
免税コンテナー等の亡失の届出	コンテナー特例法(昭和 46 年法律第 65 号)第 5 条第 2 項(定率法第 13 条第 7 項を準用)同法施行令(昭和 46 年政令第 257 号)第 7 条(定率令第 11 条を準用)特例法基本通達(昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 103 号)第 4 章 5 - 2 (1)
外国貨物亡失届出(他所蔵置場所)	関法第 36 条第 1 項(関法第 45 条第 3 項を準用)関基 36 - 1 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(指定保税地域)	関法第 41 条の 3 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関基 41 の 3 - 1 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(保税蔵置場)	関法第 45 条第 3 項、関基 45 - 3
外国貨物亡失届出(保税工場)	関法第 61 条の 4 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関基 62 - 8 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(保税展示場)	関法第 62 条の 7 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関基 62 の 7 - 3 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(総合保税地域)	関法第 62 条の 15 (関法第 45 条第 3 項を準用) 関基 62 の 15 - 1 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(保税運送貨物)	関法第 65 条第 3 項、関基 65 - 4 (関基 45 - 3 を準用)
外国貨物亡失届出(特定輸出貨物)	関法第 67 条の 12、関基 67 の 12 - 1 (関基 45 - 3 を準用)
違約品等保税地域搬入届(再輸出)	定率法第 20 条第 1 項、定率令第 56 条第 1 項、定率基 20 - 2
違約品等保税地域搬入届(再輸出(減額))	定率法第 20 条第 3 項、定率令第 56 条の 3 (定率令第 56 条を準用) 定率基 20 - 14 (定率基 20 - 2 を準用)
違約品等保税地域搬入届(再輸出(控除))	定率法第 20 条第 4 項、定率令第 56 条の 4 (定率令第 56 条を準用) 定率基 20 - 15 (関基 20 - 2 を準用)
違約品等保税地域搬入届(廃棄)	定率法第 20 条第 2 項、定率令第 56 条第 2 項、定率基 20 - 2

手続名称	根拠法令等
違約品等保税地域搬入届(廃棄(減額))	定率法第20条第3項、定率令第56条の3(定率令第56条を準用) 定率基20-14(定率基20-2を準用)
違約品等保税地域搬入届(廃棄(控除))	定率法第20条第5項、定率令第56条の4(定率令第56条を準用) 定率基20-15(関基20-2を準用)
見本一時持出(包括)許可申請	関法第32条、関令第27条、関基32-1
外国貨物廃棄届出	関法第34条、関令第29条、関基34-1
免税コンテナー国内運送届出	コンテナー特例法第8条第3項、同法施行令第10条、特例法基本通達第4章8-2
免税コンテナー再輸出期間延長承認申請	コンテナー特例法第4条、同法施行令第5条、特例法基本通達第4章4-1
国産コンテナー等確認申請	コンテナー特例法第9条、同法施行令第12条第1項、特例法基本通達第4章9-1(1)
国産コンテナー等確認証紙貼付事績報告	コンテナー特例法施行令第12条第4項、特例法基本通達第4章9-3
免税コンテナー等滅却承認申請	コンテナー特例法第5条第2項(定率法第13条第7項を準用) 同法施行令第7条(定率令第11条を準用) 特例法基本通達第4章5-2
免税コンテナー記帳事務所報告	特例法基本通達第4章6-5
免税コンテナー等変質損傷減税申請	コンテナー特例法第5条第2項(定率法第13条第7項を準用) コンテナー特例法施行令第7条(定率令第11条を準用) 特例法基本通達第4章5-3
時間外執務要請届(保税)	関法第98条第1項、関令第87条第3項